

令和3年度 新規事業の紹介

妊産婦さんにタクシー利用料金を助成

外出支援を目的に、出産予定日の6か月後まで使用できるタクシー助成券を交付します。助成券は、1枚500円で20枚綴りです。

【対象の方】・4月1日以降に母子健康手帳を交付した方
 ・4月1日時点で妊婦の方

一般不妊治療費助成の所得制限を撤廃

国の方針で不妊治療を保険適用にする動きがありますが、それまでの間は所得制限をなくし、治療を受けた全ての方に、治療費の助成を行います。

詳しくは、母子健康支援センターはつらつ(健康課)にお問い合わせください

未来のパパ・ママも♡

子育てしやすいまち「たつの」を目指し
 パパ・ママを応援します

健康相談

子育てから生活習慣病予防まで幅広く健康相談を行っています。

- とき 平日(月～金) 9:00～17:00
- ところ 健康課

教室・相談のご案内(事前予約必要)

自主トレーニング講習会

講習会を受講された方は、トレーニング機器が利用できます。

- 対象者 40歳以上の市民(医師から運動を制限されず、介護保険認定を受けていない方)
- 受講料 500円
- 申込先 健康課
- 利用者の声「血圧が下がった・筋力がついた・運動が楽しくなった」等、多数良いご意見を頂いております。

日時	4/28(水) 9:15～11:45	場所	はつらつセンター
----	--------------------	----	----------

プレママサロン(妊婦のつどい)

妊婦が集い、交流するサロンです。

- 対象者 妊婦(お子様連れの参加可能)
- 参加費 無料
- 持参物 母子健康手帳、お茶等、マスク
- 申込先 母子健康支援センターはつらつ

開催日	時間・場所	内容
4/21(水)	10:00～11:30 (受付9:45～) はつらつセンター	●ミニ講座 (出産準備・呼吸法等) ●フリートーク ●気軽に相談コーナー
5/19(水)	はつらつセンター	●ミニ講座 (出産準備・呼吸法等) ●フリートーク ●気軽に相談コーナー

播磨姫路小児救急電話相談

- 電話番号 079-292-4874
- 相談時間 毎夜間 20:00～24:00 休日昼間 9:00～18:00
(日・祝・8月15日・12月31日～1月3日)

農業委員会だより

「農業委員会活動の点検・評価、計画(案)」にご意見を

農業委員会のあるべき姿と外部への積極的な日常活動を示すため、「1年間の目標とその達成に向けた活動計画」と「活動に対する点検・評価」を実施しています。

「令和2年度の活動の点検・評価」と「令和3年度の活動計画」に対する農家の皆さんのご意見、ご要望をお聞かせください。

■活動項目

- 1 遊休農地に関する措置
- 2 認定農業者等担い手の育成及び確保
- 3 担い手への農地の利用集積
- 4 違反転用への適正な対応

※詳細な資料は農業委員会事務局窓口を設置しているほか、市ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

■意見募集期限 5月11日(火)17時

▶農業委員会事務局 ☎64-3185



皆様からの税金は、たつの市のさまざまな事業に生かされています。

令和2年度事業 学びの保障推進事業

新型コロナウイルスの感染症対策とともに、効率的に授業を進め、生徒の学習意欲の向上と学習内容の充実を図るため、5中学校の56普通教室に電子黒板機能付きプロジェクターを導入しました。

▶学校教育課 ☎64-3179



国民年金

国民年金の相談・申請手続き等については下記までお問い合わせください。
 姫路年金事務所国民年金課 ☎079・224・6382
 国保医療年金課 ☎64・3240、新地域振興課 ☎75・0253
 地域振興課 ☎72・2523、御地域振興課 ☎322・1451

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

国民年金第1号被保険者の方が妊娠・出産される際に、届出をすることで産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

■免除期間 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間。なお、多胎妊娠(双子以上)の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

- 対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
- 届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
- 届出先 国保医療年金課 ☎64・3240、新地域振興課 ☎75・0253、地域振興課 ☎72・2523、御地域振興課 ☎322・1451

国民年金保険料(3月分)

- ▶口座振替日 4月30日(金)
- 定額1か月 16,540円
- 付加つき 16,940円

現金納付の方もお忘れなく、4月30日(金)までに、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

学生納付特例の申請はお早めに!

所得が少なく保険料の納付が困難な20歳以上の学生については、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象者 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上である課程)に在学する学生

■所得の基準額 学生本人の前年所得が128万円+(扶養親族の数×38万円)以下

■申請手続き

◇新たに申請される方

マイナンバーカード又は年金手帳、学生証の写し又は在学証明書を持参の上、国保医療年金課又は各総合支所地域振興課で申請してください。

◇ハガキ形式の申請書が届いた方

申請書に必要事項を記入の上、返送してください。(在学される学校等に変更がある方はハガキで申請できません。)

	納付	学生納付特例	未納
老齢基礎年金	○	○	×
障害基礎年金	○	×	×
遺族基礎年金	○	○	×

※障害基礎年金及び遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。
 ※承認された期間の保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

▶姫路年金事務所国民年金課 ☎079-224-6382、国保医療年金課 ☎64-3240、新地域振興課 ☎75-0253、地域振興課 ☎72-2523、御地域振興課 ☎322-1451



【学び舎学級での人権交流 なかよしコンサート】

人権交流推進事業は、区内のあらゆる世代の住民を対象とした講座と、子どもを対象とした学級とがあり、人権学習や体験活動・交流活動等を実施しています。今回は、学級について紹介します。学級生は、校区に隣保館や教育集会所がある小中学校の子どもを対象に広く校区内から募集しています。多くの学級で参加者が年々増加しており、子どもたちは、学級での交流や学習を通して、人権尊重の精神を育んでいます。野菜などの収穫体験、校区探検、ふれあいまつりなどの活動では、友だちや先生、保護者、地域の方々との交流に生き生きと取り組んでいる様子が見られ、多くの人とのつながりが感じられます。

人権文化の創造をめざして「学ぼう人間の尊厳」

人権交流推進事業



【なかよし学級での和太鼓体験】

りを楽しんでいます。また、発表会では、学習したことや成長したことなどを発表・披露することにより、達成感や成就感を味わい、自尊心を高めていきます。また、子どもだけでなく学級に関わる保護者にとっても、活動に参加する中で新たなつながりを築いたり、地域に対する新しい気づきがあったりするなど、交流や学習の場となっています。今後もコロナ禍の状況が続く、さまざまな制限があると思いますが、その中でも学校・地域・家庭が一体となって工夫をしながら本学級に取り組み、人と人とのつながりが強くなることを願っています。

人権教育推進課 ☎64・3182